

賛助会員の募集の概要

内容
 当協議会の趣旨に賛同する共同住宅管理会社・あっせん仲介会社等が、賛助会員として当協議会に加入し、協議会の協議結果を踏まえ、ごみ排出マナーの周知等を行う。

目的

- ・より多くの管理会社等が、ごみ排出マナーの改善に、より積極的にかかわることができる仕組みを作る。
- ・より多くの管理会社等に、当協議会の協議の結果を直接的に伝えることができるようにする。
- ・より多くの管理会社等から、意見を聴くことができる機会を増やす。

賛助会員となることのメリット

メリット

- ・札幌市のHPにおいて、賛助会員としての会社名を公表することで、企業の環境問題に対する積極的な姿勢をPRすることができる。
- ・協議会会議録や共同住宅のごみステーションへの札幌市からの支援・ごみステーション管理のノウハウ等の情報を、札幌市からスムーズに受け取ることができる。

具体的な流れ

募集及びアンケート実施の流れ

```

    graph LR
      A[札幌市] -- "依頼文・募集文書・アンケートを送付" --> B[不動産関係団体]
      B -- "募集文書・アンケートを送付" --> C[傘下の会員]
      C -- "申込書・アンケート(回答)を送付" --> A
    
```

申込書の送付があったところは、賛助会員として扱い、法人は、本市HPで公開。その後、随時、排出指導等の現状把握のための調査等を実施。

申込書のなかには、「当協議会の趣旨に賛同し、ごみ排出マナーの改善に向けた取組みを行う」等の内容の宣言を盛り込む。

アンケートでは、協議会の取組みの浸透度・排出指導への具体的な取組み・排出指導を行ううえでの問題事例を調査する。

当協議会規約の変更内容(案)

(賛助会員)

第9条 協議会の目的に賛同する者は、賛助会員となることができる。

2 賛助会員になろうとする者は、その旨を記載した申込書(様式1)を事務局に提出しなければならない。

3 賛助会員は、第3条に定める調査等に参加することができる。

4 賛助会員は、協議会を退会しようとするときは、退会届(様式2)を事務局に提出しなければならない。

(協議結果の尊重)

第10条 会員及び賛助会員は、協議会における協議結果を尊重しなければならない。